

役員報酬規程



社会福祉法人 有明の里

(目的)

第1条 この規程は、本会定款に定める理事、評議員、監事及び評議員選任解任委員（以下「役員等」という。）に、報酬を支給することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等の種類)

第2条 役員等の種類は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------|---------------------------------|
| (1) 常勤役員 | 専属で業務執行にあたる理事 |
| (2) 兼務役員 | 職員の身分を有する理事 |
| (3) 非常勤役員 | 常勤役員及び兼務役員以外の者で、非常勤で業務執行にあたる役員等 |

(役員等の報酬)

第3条 役員等の報酬は、役員の種類により次のとおりとする。

- (1) 常勤役員に対しては、別表1により報酬を支給することができる。
- (2) 兼務役員に対しては、この規程を適用せず、職員の賃金規程の定めるところにより支給する。
- (3) 非常勤役員の報酬は、原則、無報酬とする。ただし、非常勤役員が日勤の業務にあたる場合は、非常勤職員の賃金規程第9条別表1の時給、または日額（10,000円乃至20,000円）の基本給を、非常勤役員が夜勤の業務にあたる場合は、非常勤職員の賃金規程第10条の1の夜勤手当を支給することができる。

(常勤役員の報酬の支給)

第4条 常勤役員の報酬の支払及び控除については、職員の賃金規程を準用する。

(通勤手当の支給)

第5条 常勤役員の通勤手当については、賃金規程（正職員）の第17条の規定を準用することができる。

(役員賞与の支給)

第6条 常勤役員の賞与については、賃金規程（正職員）の第3章を準用して役員賞与を支給することができる。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補 則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定めることとする。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

(施行・改正)

- 第1条 この規則は、平成28年12月1日より施行する。
- 2 この規則は、平成29年4月1日より改正施行する。
 - 3 この規則は、平成29年6月26日より改正施行する。
 - 4 この規則は、平成30年4月1日より改正施行する。
 - 5 この規則は、令和元年7月1日より改正施行する。
・第3条第3項

別表1 常勤役員の報酬表

	報酬月額（円）
1号	250,000
2号	300,000
3号	350,000
4号	400,000
5号	450,000
6号	500,000
7号	550,000
8号	600,000
9号	650,000
10号	700,000
11号	750,000
12号	800,000
13号	850,000
14号	900,000
15号	950,000
16号	1,000,000